

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会嘱託職員(地域支え合い推進員)募集要領

平成 29 年度採用の千歳市社会福祉協議会嘱託職員の募集を次のとおり行います。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づく「地域福祉の推進を図ることを目的とする」団体です。民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という 2 つの側面を併せ持った民間非営利組織として、地域住民がお互いに支え合い、安心して生活できる地域社会の実現に向けた各種事業を展開しています。

1 業務、年齢・資格要件等

採用人員	1 名
従事する業務種類	高齢者が地域で生きがいを持ち、自分らしい生活を送ることができるよう、生活支援・介護予防サービスの提供体制の調整を行うコーディネーター業務など
年齢・資格要件	<ul style="list-style-type: none">・年齢不問（2 の勤務条件等の雇用期間参照）・高卒以上の学歴を有する方・パソコンの基本操作が可能な方・普通自動車免許を有する方・社会福祉に関する実務経験又はボランティア活動の経験のある方

2 勤務条件等

身分	・一般嘱託職員	採用予定年月日	・平成 29 年 4 月～
給与	・月額 150,700 円（原則、昇給はありません。） ・通勤手当相当額が支給されます。 ・任用の 6 箇月後から、6 月と 12 月にそれぞれ報酬加算（1 箇月分）があります。		
勤務場所	・従事する業務のは、千歳市社会福祉協議会事務所（千歳市東雲町 1 丁目 34）		
勤務日数時間等	・勤務日数は原則 21 日勤務 ・勤務時間は 1 週間又は 4 週平均して、1 週につき 29 時間勤務 * 原則、始業（8 時 45 分）～終業（17 時 15 分）の間の実労働時間（3 時間～7.75 時間）ですが、業務の都合により繰り上げ・繰り下げ場合があります。 ・休日は原則、土・日曜日、祝日及び年末年始ですが、業務により出勤する場合があります。		
保険適用	・社会保険（健康保険、厚生年金）及び雇用保険を適用します。		
雇用期間	・平成 29 年 5 月から平成 30 年 3 月 31 日まで * 心身ともに健康で勤務状態が良好であると認めた場合は、1 年毎に満 65 歳を上限として最大 8 年間の範囲で更新ができます。また、通算で 5 年を超えて反復更新された場合は、本人の申込みにより無期労働契約に転換し定年は満 60 歳となります。なお、行政からの受託や組織改正に伴い、職が廃止される場合は契約更新の対象とはなりません。		

3 試験日程等

試験区分	試験内容	日時	場所
第 1 次試験	書類審査	随時	千歳市社会福祉協議会事務所
第 2 次試験	小論文・個別面接試験		

※第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

※日程は、現時点においての予定であり変更する場合があります。

4 結果の発表、合格から採用まで

(1) 試験の結果は、合否にかかわらず受験者全員に郵送にて通知します。

電話での合否確認については一切受け付けておりませんのでご容赦願います。

(2) 2次試験合格者は健康診断を受診して身体検査書（指定様式）を提出いただき、最終合格者を決定します。

※受験申込書類に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、採用されません。

5 受験手続等

受付期間	随時
受験申込書	<ul style="list-style-type: none">・千歳市社会福祉協議会嘱託職員採用試験申込書（指定用紙 様式—1）・履歴書（指定用紙 様式—2、申込日前6か月以内に撮影した証明写真貼付） ※履歴書（指定用紙）は、A4縦型2枚です。両面印刷はしないでください。・運転免許証の写し・返信用封筒1枚（82円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（長形3号：12.0cm×23.5cm程度）・身体に障がいのある方は、身体障害者手帳を申し込みの際にご提示願います。（郵送で申し込みをされる方は、写しを同封してください。）
受験申込書類の入手方法	千歳市社会福祉協議会総務課総務係で配付するほか、当法人のホームページからダウンロードすることができます。また、郵送により入手を希望する場合は、封筒の表に「職員採用応募申込書」と朱書きし、120円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（A4サイズの内紙が入る角形2号）を同封して送付してください。
【受験申込書類の提出先及び問い合わせ先】 千歳市社会福祉協議会総務課総務係 〒066-0042 千歳市東雲町1丁目11番地 Tel0123(27)2525・FAX0123(28)2528	

※申込書類は、一切返却しませんので、あらかじめご了承ください。